

第27回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年8月16日(火) 午前9時30分から午前10時

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員(19人)

農業委員

1番	田村	尚利
2番	河村	晴夫
4番	小林	勉
5番	鬼武	敬子
6番	西岡	正信
7番	宮内	昭壽
8番	藤本	準一
9番	吉岡	弘
11番	弘田	靖
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	國弘	久男
2番	濱田	俊文
3番	末岡	博
4番	小山	秋芳
5番	重田	正憲
6番	城	俊治
8番	秋山	孝
9番	森本	鉄之
10番	西村	隆裕

4 欠席委員(2人)

農業委員

3番	出穂	真奈美
10番	山本	忠男

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 光市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案 第2号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

報告 第4号 農地法施行規則第53条第14号の認定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第27回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は10名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、11番、弘田 靖委員、1番、田村尚利委員、をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「光市農地利用最適化推進委員の委嘱について」です。

まず資料の差し替えについてのご説明です。

郵送にてお送りした資料のうち、A4縦の別紙1「議案第1号」につきまして、審議の対象となります方の苗字の「原」の字が「点のない原」が正しい文字であることがわかりましたので差し替えさせていただきます。

この差し替えさせていただいたA4縦の別紙1「議案第1号」と、あわせて机の上にお配りしたA4縦で両面印刷の「議案第1号参考資料」をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の三井地区の担当であった小田委員さんが亡くなられ、欠員となりましたことから、令和4年6月27日から7月26日の1ヶ月の間募集し、お二人の方から応募がありました。

これにともない、8月3日に農業委員の皆さんで構成される評価委員会を開催し、候補者のお二人を評価していただき、評価の合計点数が高いお一人の方を候補者とすることを決定し、その候補者お一人の方について市長へ報告いたしました。

本日は「議案第1号参考資料」おもて面の最下段に記載のとおり、農

業委員会等に関する法律第 17 条に基づき、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とありますことから、議案第 1 号に記載の福原様を農地利用最適化推進委員として委嘱することについて議案として承認を求めるものです。

候補者の方の履歴は、「議案第 1 号参考資料」に記載のとおりですのでご確認ください。

なお、農地利用最適化推進委員の欠格要件、委員になれない場合としましては、破産者である場合等が該当しますが、候補者の本籍地に照会の結果、該当いたしません。

また、兼職禁止規定に抵触する、教育委員や人事委員会の委員などといった役職にも就いておられません。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局 つづきまして総会議案 1 ページの議案第 2 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は、1 件です。
A 4 横の「8 月分光市農業委員会議案位置図」の農地法第 3 条番号 1-1 と番号 1-2 を、議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。
それでは、ご説明いたします。
今回の申請は隣接農地耕作者への売買で、申請農地は大字光井地区内

にあり、市役所の北東約 2.3 kmに位置する 9 筆で、地目は田が 4 筆で面積は 4,267 m²、畑が 5 筆で面積は 1,150.53 m²、合計 5,417.53 m²です。

申請理由ですが、当該農地は、従前より譲受人が譲渡人と共同して、水稻栽培及び畑地栽培を行ってきました。この度、譲渡人の高齢化に伴う農地の継承を生前贈与の形で行うため申請があったものです。

続きまして、机に配布しておりました、A 4 縦のホッチキス止めしてあります「議案第 2 号及び第 3 号 参考資料」をご覧ください。

議案第 2 号及び第 3 号 参考資料の 1 ページ「農地法第 3 条許可申請について」ですが (1)、(2) については、先ほどご説明したとおりです。

つづいて (3) 農地の権利移動の制限についてですが、農地の権利移動の制限を定めた農地法第 3 条第 2 項につきまして、第 1 号から第 7 号をすべてクリアする必要があるため、各号について説明いたします。

まず (3) のア第 1 号の「全部効率利用要件」についてです。

耕作目的での権利取得でない場合や取得後に対象農地全体を効率的に活用すると認められない場合は不許可となりますが、今回贈与される農地は、9 筆のいずれも譲受人の住居から近距離、約 200m の範囲内にあり、一部の農地は現在譲受人が耕作している水田にも隣接しています。

また申請書に添付された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められ、問題ないと考えます。

続いてイ第 2 号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」です。

農地所有適格法人以外の法人による権利取得の場合は不許可となりますが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いてウ第 3 号の「信託要件」についてです。

権利を取得した後の目的を農業に特定しない信託の形式により権利が取得される場合は 不許可となりますが、信託ではないので問題はありません。

つづいて 2 ページをご覧ください

エ第 4 号の「農作業常時従事要件」についてです。

農作業に常時従事（原則年間 150 日以上）しない場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から、譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みです。

続いてオ第 5 号の「下限面積要件」です。

権利取得後の経営面積の合計が、30 アール未満の場合は不許可となり

ますが、譲受人は現時点で 1,084 m²の田を所有・耕作しており、今回譲り受ける農地 5,417.53 m²を加えた 6,501.53 m²を耕作予定としており、本市の下限面積要件である 30 アール、3,000 m²以上となるため問題ありません。

続いてカ第 6 号の「転貸禁止要件」です。

所有権以外の権限で耕作する者が、その土地を転貸又は質入れする場合は不許可となりますが、今回は譲受人本人が全て耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いてキ第 7 号の「地域調和要件」です。

譲り受け後の耕作事業の内容、農地の位置や規模からみて農地の集団化、農作業効率化等に支障がある場合は不許可となりますが、提出された営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては、藤本準一委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長 藤本委員、補足説明をお願いします。

8 番 特に問題ありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定いたしました。つづいて事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第3号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」説明いたします。

今月の申請は2件です。

議案第3号の番号1及び番号2については同一の事業でありますことから、あわせてご説明いたします。

「別紙位置図」の農地法第5条、番号1・2-1番号1・2-2、および「議案第2号及び第3号参考資料」の3ページを併せてご覧いただけたらと思います。

それと数値の訂正をさせていただきます。総会議1ページをご覧ください。番号2の面積が2,766㎡となっておりますが、正しくは1,547㎡です。参考資料の3ページの(1)が正しい数値です。確認が十分でなく申し訳ございません、修正をお願いいたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は番号1、2ともに東京都に本社のある法人で、譲渡人は番号1が市内に居住する個人、番号2は岩国市に居住する個人です。

申請のあった土地は、大字立野地内の、周防出張所から北西約1.2kmに位置する2筆で、登記地目はいずれも田、面積は、番号1が1,117㎡、番号2が1,547㎡のいずれも休耕地です。

譲受人は申請地を購入予定で、対象地には太陽光発電設備を設置予定です。番号1、2の譲渡人が管理に苦慮し、休耕となっていた農地について、事業面積拡大のために候補地を探していた譲受人とのあいだで売買について合意に至ったものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

続きまして「議案第2号及び第3号参考資料」の3ページ(3)をご覧ください。

許可の要件である、ア立地基準と、イ一般基準について説明いたします。

まず、ア立地基準からです。

それでは(ア)「農地の区分」についてです。

当該農地は、第1種、第3種のいずれにも該当しないことから第2種農地と判断します。

なお第2種農地については他の農地で代替ができない場合に転用が可

能で、今回については譲受人が設置可能な農地を複数検討した結果、最も日照条件のよい当該農地選択しており問題ございません。

ここからは、イ一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、イの（ア）「転用の目的」ですが、太陽光発電設備の設置ということであり、問題はありません。

次に、（イ）「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ありません。

次に、（ウ）「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて4ページをごらんください。

（エ）「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題ありません。

次に（オ）「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これは該当するものではありません。

次は（カ）「一体利用地の利用見込み」についてですが、今回売買される土地全体に太陽光発電設備が設置される計画であり、問題はありません。

さらに（キ）「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当です。

続いて（ク）「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電設備の設置であり、事業計画書・被害防除計画書の内容等からも判断し、近隣農地への影響については問題ありません。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村尚利委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

議長

田村委員、補足説明をお願いします。

1 番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第3号番号1及び2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。
光市長から、農用地利用集積計画の決定を求められています。
別紙のA4横の両面印刷、農用地利用集積計画書をご覧ください。
新規が1件、1筆で面積は1,000㎡、更新が1件、1筆で面積は3,670㎡、合計は2件、2筆で面積が4,670㎡です。
貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。
なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

続きまして、報告事項に入ります。

つづきまして、報告事項の1号から4号までを一括して説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

議案の2ページをご覧ください。

今回届出の件数は、4件でした。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

つづいて、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件でした。

内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんを含めた3名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、非農地証明を交付しました。

つづいて、報告第3号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

今回届出の件数は1件でした。

届出の内容については記載のとおりです。

地区担当の委員さんに現地を確認いただき、今回は道路に面した農地であるため盛土等が道路へ出ないように十分配慮するよう伝えたい、受理通知を交付しました。

つづきまして 報告第4号「農地法施行規則第53条第14号の認定について」です。

これは、いわゆる携帯電話の電波塔についての手続きで、農地転用の許可が不要となっていますが、電波塔の設置が他の農地等に影響が出てはいけないため、事前に農業委員会に対して設置についての意見の照会が行われることとなっており、その照会に対する認定を行ったものが今回の報告第4号です。

今回の件数は、3件でした。

永年転用のみが1番の1件、永年転用と一時転用双方のものが2番、3番の2件で、内容については記載のとおりです。

一時転用は設置工事期間中のみで、永年転用の電波塔も必要最小限の面積での農地転用あり、また、他の農地への影響がない位置であったことから、3件いずれも認定通知を交付しております。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号及び第4号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第27回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年8月16日開催の第27回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____